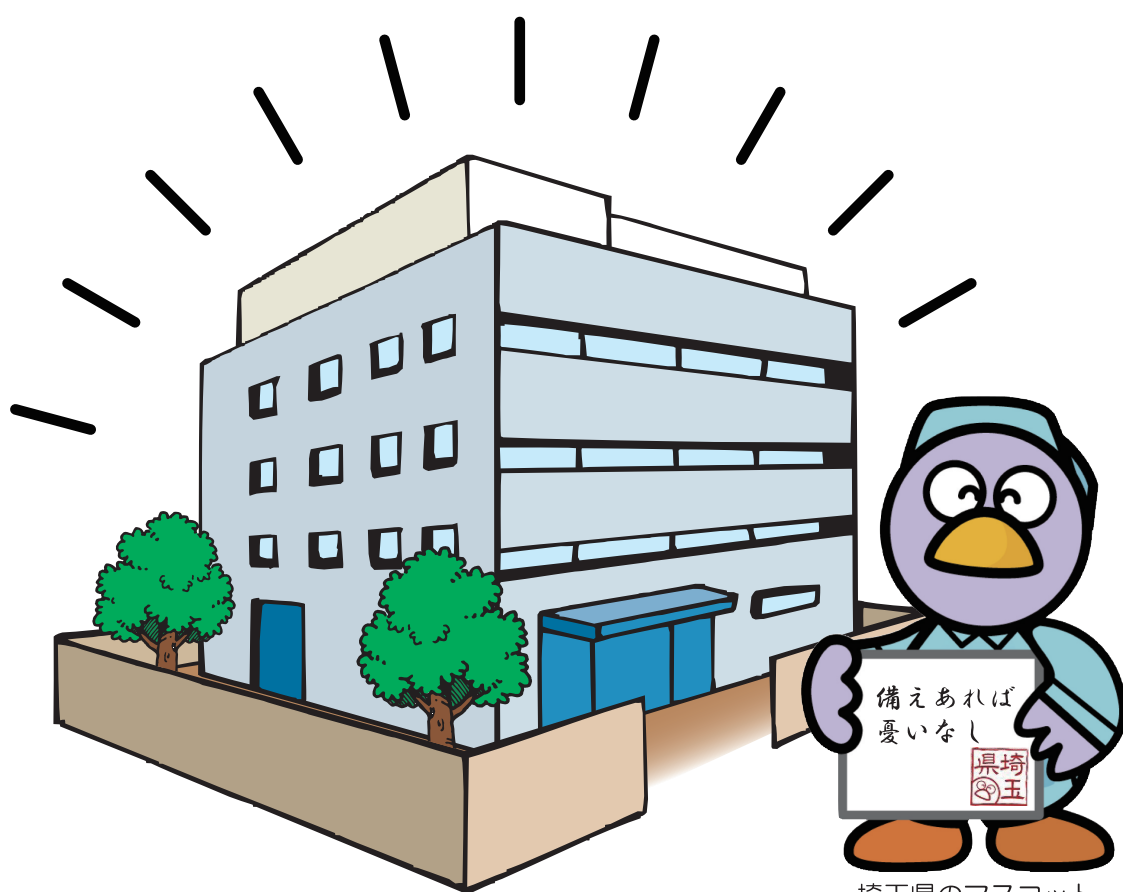


特定化学物質管理指針の 改正について



埼玉県のマスコット
「コバトン」



彩の国

埼玉県環境部大気環境課



はじめに

平成23年3月に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害が発生しました。一方、南関東地域においても、今後30年間にマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は、70%以上といわれています。このような地震が発生した場合、東日本大震災を上回る重大事故の発生や、化学物質の漏えい・流出等による被害が発生するおそれがあります。

そこで、埼玉県では、**特定化学物質管理指針**を改正し、来るべき災害の発生に備えて、特定化学物質等取扱事業者が講ずべき措置として、潜在的なリスクを計画的に低減するとともに、訓練の定期的な実施や対応マニュアルの策定・充実に努めていただくことにしました。

特定化学物質等取扱事業者の皆様には、本指針を参考として、災害発生時に顕在化するリスクを適切に把握し、取扱施設・工程の改善、指揮命令系統の整備、連絡手段の確保、従業員に対する教育・訓練の充実等の様々な手段により、地域の安心・安全の確保に努めていただきますようお願いいたします。

平成27年7月

埼玉県環境部大気環境課

用語解説

特定化学物質

次のいずれかにあたる物質

- ・化学物質管理促進法※(PRTR法)第2条第2項の規定に基づき政令で定めるもの
(第一種指定化学物質).....462物質
- ・化学物質管理促進法第2条第3項の規定に基づき政令で定めるもの
(第二種指定化学物質).....100物質
- ・埼玉県生活環境保全条例第71条第1号の規定に基づき規則で定めるもの...44物質

※特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

特定化学物質等取扱事業者

特定化学物質及び特定化学物質を含有する製品であって埼玉県生活環境保全条例施行規則第52条で定める要件に該当するものを業として取り扱う者。

GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」のこと。

化学品の危険有害性ごとの分類基準及びラベルやSDSデータの内容を調和させ、統一したルールとして他項目と合わせ提供するもの。

特定化学物質管理指針とは…

埼玉県生活環境保全条例に基づき知事が定める

特定化学物質等を適正管理するために取るべき措置に関する指針です。
特定化学物質等取扱事業者の皆様は、この指針に基づき、特定化学物質等の適正な管理に努めてください。

このような内容について検討、実施します。

① 適正管理のシステムを検討します。

- 基本方針の決定
- 管理計画の策定
- 体制の整備、作業要領の策定
- 教育・訓練の実施
- 他の事業者への情報提供

② 特定化学物質等の現況を把握し、関連情報を収集します。

- 取扱量・取扱状況の把握
- 性状の把握
- 関連情報の収集

③ 管理計画に基づいて、特定化学物質等を管理します。

- 設備の点検
- 廃棄物の管理
- 設備改善による排出の抑制
- 化学物質等の使用の合理化

④ 県民の理解を深めるように努めます。

- 体制の整備
- 情報の提供
- 人材の育成

⑤ リスクを確認して事故や災害の発生に備えます。

- 公的資料でリスク確認
- 災害に強い構造、点検しやすい構造の実施
- 保守点検
- 誤動作防止
- 定期訓練



⑥ 事故及び災害対応マニュアルを整備します。

- 要員の確保
- 事業所内の指揮命令系統
- 事業所内の連絡体制
- 本社・消防・行政機関への連絡体制
- 近隣事業所、自治会等への連絡体制
- 応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法



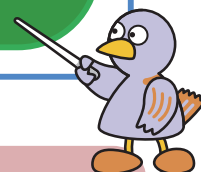
⑦ 特定化学物質を適正に管理するための手順書を作成します。

(※取扱量等を報告する特定化学物質等取扱事業者)

管理指針で定めるところにより実施する措置に関する事項について把握し、又は定め、これを記載した書面や図面をまとめた**適正管理手順書**を作成します。

⑧ 手順書を提出します。(※取扱量等を報告する特定化学物質等取扱事業者)

作成した手順書は、知事に報告してください。手順書の一部を変更した場合も報告が必要です。
※川越市、川口市、所沢市、越谷市に所在する事業所の皆様は各市長が報告先になります。



1 適正管理のシステムを検討します。

基本方針の決定

(指針第2_1(1))

- 課題を踏まえ、優先的に取り組むべき方針を定めます。
 - ・環境中への排出量の削減
 - ・事故や災害が発生した場合の対応
 - ・県民への情報提供
 - ・従業員への教育・訓練 等



管理計画の策定

(指針第2_1(2))

- 具体的な行動目標を設定します。
- 目標の達成時期や具体的方策を定めた管理計画を策定します。

評価して継続的に見直し

管理計画の実施

体制の整備

(指針第2_1(2)ア)



- 責任者及び担当者を指名し、管理計画を確実に実施できる体制を整備します。

作業要領の策定

(指針第2_1(2)イ)



- 特定化学物質等を適切に管理する方法を具体的に定めた作業要領を策定します。

教育・訓練の実施

(指針第2_1(2)ウ)



- すべての関係者に対して、基本方針や管理計画及び作業要領を知らせ、計画的かつ継続的に教育や訓練を実施します。

他の事業者への情報提供

(指針第2_1(2)エ)



- 情報提供等の要請があった場合、適切に対応します。

2 特定化学物質等の現況を把握し、関連情報を収集します。

取扱状況の把握 取扱量の把握

(指針第2_2(1))
(指針第2_2(2))



- 化学物質管理促進法や埼玉県生活環境保全条例に基づき、特定化学物質の取扱量、排出量、移動量、製造量、使用量、取り扱う量を把握します。
- 取扱施設や設備の設置・運転状況等を把握します。

- 次の要件すべてにあてはまる特定化学物質等取扱事業者は、事業所ごとに、特定化学物質ごとの取扱量等を知事へ報告します。
 - ア 規則で定める24の業種(製造業等)を営む事業所
 - イ 会社全体の従業員数が21人以上
 - ウ 前年度の取扱量が特定化学物質ごとに500kg以上
- ※ 川越市、川口市、所沢市、越谷市に所在する事業所は、各市長が報告先になります。
- ※さいたま市に所在する事業所は「さいたま市生活環境の保全に関する条例」が適用され、同様の手続きが必要です。

性状の把握

(指針第2_2(3))



- 安全データシート(SDS)により、性状や取扱いに関する情報を把握します。
- 他の事業者に譲渡・提供する場合は、性状や取扱情報を相手方に提供します。

関連情報の収集

(指針第2_2(4))



- 特定化学物質等の危険性や有害性、事故や災害の事例等の情報を、利用可能な文献や信頼できる機関から集めます。
- 集めた情報は、事業所の実情に合わせて整理し、保管します。
- 整理した情報は、安全データシート(SDS)へ反映させます。
- 整理した情報は事業所内で共有し、定期的に更新します。
- 特定化学物質等の排出が周辺環境に与える影響を把握するため、実態に応じ、排出口、敷地境界、事業所周辺で調査を実施します。

3 管理計画に基づいて、特定化学物質等を管理します。

設備の点検

(指針第2_3(1))



- 作業要領に従って作業を実施します。
- 取扱施設や設備の破損、腐食等による特定化学物質等の漏えいの有無等について定期的に点検します。
- 点検の結果、異常が認められた場合、速やかに補修など必要な措置を行います。

廃棄物の管理

(指針第2_3(2))



- 特定化学物質等を含有する廃棄物の発生を抑制します。
- 廃棄物が運搬されるまで、適正に保管します。
- 廃棄物の処理に必要な情報を委託業者に提供します。

設備改善による排出の抑制

(指針第2_3(3))



- 特定化学物質等の性状や取扱実態にあわせ、漏えい、揮発、浸透等に対する設備改善措置を取ります。



- 特定化学物質の大気、水及び土壌への排出の抑制に努めます。

化学物質等の使用の合理化

(指針第3_1,2)



- 特定化学物質等の回収率の向上、再利用の徹底等を図ります。
- 屋外使用など回収等が難しい場合は、使用量の管理の徹底を図ること等で使用の合理化を図ります。
- 収集した情報に基づいて適切な手法により使用の合理化対策を実施します。

4 県民の理解を深めるように努めます。

体制の整備

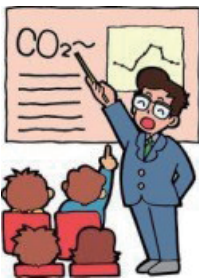
(指針第4_1)



- 県民の理解を深めるため、情報提供の窓口を明確にするなど社内体制を整備します。

情報の提供

(指針第4_2)



- 事業活動の内容や特定化学物質等の事業所内での管理状況等について、報告書の作成や配布、ホームページへの掲載、説明会の実施を行うこと等で、県民の理解の増進を図ります。
- 環境保全のための取組について、積極的に情報を発信し、県民との相互理解を深めるよう努めます。
- 事業者と住民との意見交換(環境コミュニケーション)は、それぞれの立場や意見を丁寧に説明し合うことで相手を理解し、地域における信頼関係を醸成しようとするものです。
- 環境コミュニケーションの相手方には、住民だけでなく、近隣事業者も含まれます。

人材の育成

(指針第4_3)



- 県民との理解増進を円滑に行うため、従業員等に必要な教育や訓練を実施し、人材の育成を行います。

5 リスクを確認して事故や災害の発生に備えます。



公的資料で リスク確認

(指針第5_1(1))



- 想定される災害の影響を公的資料等で確認し、取り扱う特定化学物質等に起因するリスクを事前に把握します。

公的資料の一例

- 埼玉県地震被害想定調査報告書
- 市町村が発行するハザードマップ
- GHS分類ガイダンス



災害に強い構造 点検しやすい構造

(指針第5_1(2),(3),(5))



保守点検

(指針第5_1(4))



- 施設や設備等
 - 事故や災害の発生に備えた立地・配置に努めます。
 - 耐震性、防火性等災害に強い構造にすること等でリスクを計画的に低減するよう努めます。
 - 亀裂等の異常を容易に点検できる構造とし、保守点検を定期的 to 実施します。
- 貯蔵施設
 - 貯蔵状況を容易に点検できるような設備を設けます。
 - 特定化学物質等の流出を防止するため、防液堤等の設備を設けます。

誤動作防止

(指針第5_1(6))



- バルブ類等については、適切な操作ができるように表示を行い、誤動作を防止します。

定期訓練

(指針第5_1(7))

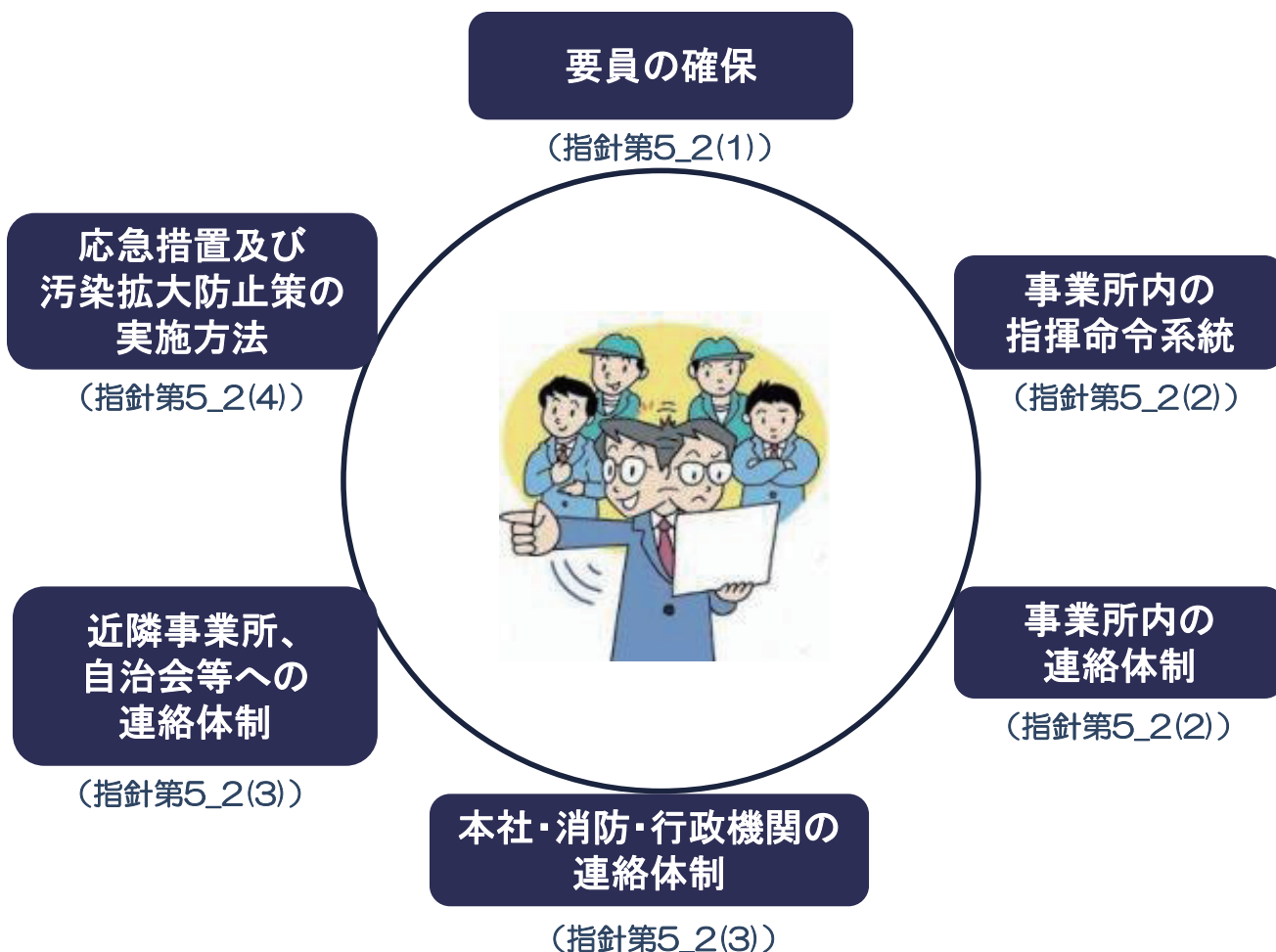


- 事故や災害の発生に備え、毎年定期的に訓練を実施し、その結果を踏まえて継続的な改善を図ります。

6 事故及び災害対応マニュアルを整備します。



事業所ごとに、特定化学物質等に係る**事故及び災害が発生した場合**に特定化学物質等による環境汚染や危被害の拡大を防止するため、次に掲げる事項について事故及び災害対応マニュアルを整備します。



○ 事故及び災害対応マニュアルの内容を関係者で共有し、一人ひとりが確実に、決められた役割を行えるようにしてください。

○ 訓練結果の考察並びに施設、設備の改良等、最新の知見をもとにマニュアルの拡充を図り、定期的にマニュアルを改定してください。

● **特定化学物質等に係る事故及び災害が発生した場合** (指針第5_3(2))

- ・ 直ちに事故及び災害対応マニュアルに従って確実に応急措置をした上で、速やかに復旧するよう努めてください。
- ・ 作業は慎重に行い、二次災害の発生を防止してください。
- ・ 人の健康及び生活環境に被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに環境管理事務所等の行政機関に通報した上で応急措置を実施し、概要を報告してください。
- ・ 想定される被害が重篤な場合、直ちに近隣居住者・事業所に通報し、必要に応じて避難誘導等を実施し、その後、概要を報告環境管理事務所等の行政機関に報告してください。

7 特定化学物質等を適正に管理するための手順書を作成します。(※取扱量等を報告する特定化学物質等取扱事業者)



特定化学物質等取扱事業者が作成する手順書は実施する措置に関する事項のうち、次に掲げる事項について把握し、又は定め、これを記載した書面又は図面を取りまとめたものです。

なお、手順書は、理解しやすい内容にするとともに、基本方針、管理計画等の変更をした場合には、必要に応じて見直しを行います。(指針第7)

- ① 取り扱う**特定化学物質の種類**、特定化学物質等の**取扱い目的及び取扱い箇所**
- ② 特定化学物質等の**取扱い施設の平面図**
- ③ **管理の方法**に関する事項
 - ア 基本方針
 - イ 管理計画
 - ウ 管理計画の実施のための体制(組織の名称及び組織図)
 - エ 従業員の教育及び訓練の実施方法
- ④ **排出の抑制及び使用の合理化**に関する事項
 - ア 特定化学物質の排出の抑制対策
 - イ 特定化学物質等の回収、再利用等使用の合理化対策
- ⑤ **情報提供**に関する事項
 - ア 県民への情報提供の実施方法
 - イ 安全データシート(SDS)制度の取組方法
- ⑥ **事故及び災害対策**に関する事項
 - ア 従業員に対する教育の内容
 - イ 事故及び災害発生時を想定した訓練の概要
 - ウ 事故及び災害対応マニュアルの概要



- 手順書の整備に当たっては、わかりやすく、かつ、実行可能な内容とするとともに、手順書の機能が十分果たせるよう、必要に応じて見直しを行うことが必要です。
- 関係法令や就業規則、環境安全管理に関する社内規程類(要領、基準)との関連に留意して、手順書を整備してください。

8 手順書を提出します。

(※取扱量等を報告する特定化学物質等取扱事業者)



特定化学物質等取扱事業者は、作成した手順書を知事に報告します。

(条例第75条第2項)

ただし、川越市、川口市、所沢市、越谷市に所在する事業所は、各市長が報告先になります。さいたま市に所在する事業所は「さいたま市生活環境の保全に関する条例」が適用され、同様の手続きが必要です。

また、報告済の手順書の内容を変更したときは、速やかに変更を報告してください。

今回の指針改正では、主に次の項目が適正管理手順書に追加されました。

- ① 想定される災害の被害程度を確認（埼玉県地震被害想定調査結果等を活用）
- ② 特定化学物質等に起因するリスクの把握及び計画的なリスクの低減
- ③ 事故及び災害の発生に備えた訓練の実施（年1回以上）と継続的な改善



埼玉県のマスコット
「さいたまもち」

- 改正後の指針の内容を踏まえた上で、適正管理手順書を作成(変更)し、提出してください。
- 提出時期の目安は以下のとおりです。
- 早めの提出にご協力をお願いします。

①特定化学物質等取扱事業者(②を除く。)

対象事業者（平成26年度実績取扱量※1）	提出期限
平成28年4月1日以降に初めて取扱量報告書を提出する事業者	平成28年9月30日
取扱量※1 100t以上の事業者	平成28年9月30日
取扱量※1 10 t 以上100 t 未満の事業者	平成29年9月30日
取扱量※1 10t未満の事業者	平成30年9月30日

②燃料小売業に該当する特定化学物質等取扱事業者※2

対象事業者	提出期限
平成28年4月1日以降に初めて取扱量報告書を提出する事業者	平成28年9月30日

※1 取扱量報告書で報告した全ての対象物質の取扱量(平成26年度取扱実績)の合計

※2 消防法に基づく許可(自家用を除く給油取扱所)の対象となる事業所に限る。

受付窓口・問い合わせ先

	窓 口	所在地	所管する市町村
埼玉県環境管理事務所	中央環境管理事務所 (大気水質担当) ☎ 048-822-5199	〒330-0074 さいたま市 浦和区北浦和5-6-5 (浦和合同庁舎3階)	鴻巣市、上尾市、蕨市、 戸田市、桶川市、北本市、 伊奈町
	西部環境管理事務所 (大気水質担当) ☎ 049-244-1250	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 〔ウエスタ川越〕 〔公共施設棟4階〕	飯能市、狭山市、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、 新座市、富士見市、日高市、 ふじみ野市、三芳町
	東松山環境管理事務所 (大気水質担当) ☎ 0493-23-4050	〒355-0024 東松山市六軒町5-1 (東松山地方庁舎2階)	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、 毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、 小川町、川島町、吉見町、鳩山町、 ときがわ町、東秩父村
	秩父環境管理事務所 (生活環境担当) ☎ 0494-23-1511	〒368-0042 秩父市東町29-20 (秩父地方庁舎2階)	秩父市、横瀬町、皆野町、 長瀬町、小鹿野町
	北部環境管理事務所 (大気水質担当) ☎ 048-523-2800	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎3階)	熊谷市、本庄市、深谷市、 美里町、神川町、上里町、 寄居町
	越谷環境管理事務所 (大気水質担当) ☎ 048-966-2311	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 (越谷合同庁舎3階)	草加市、八潮市、三郷市、 吉川市、松伏町
	東部環境管理事務所 (大気水質担当) ☎ 0480-34-4011	〒345-0025 杉戸町清地5-4-10	行田市、加須市、春日部市、羽生市、 久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、 宮代町、杉戸町
市役所	川越市環境対策課 (大気・土壌担当) ☎ 049-224-5894	〒350-8601 川越市元町1-3-1	川越市
	川口市環境保全課 (大気係) ☎ 048-228-5389	〒332-0001 川口市朝日4-21-33 (リサイクルプラザ4階)	川口市
	所沢市環境対策課 (青空・化学物質グループ) ☎ 04-2998-9230	〒359-8501 所沢市並木1-1-1	所沢市
	越谷市環境政策課 ☎ 048-963-9186	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1	越谷市
	さいたま市環境対策課 (大気交通係) ☎048-829-1330 ※さいたま市生活環境の保全に 関する条例に基づく報告	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4	さいたま市

発行： 埼玉県環境部大気環境課化学物質担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-2986